防炎ラベルの手続き等について

(保存版)



平成25年6月1日修正版 日本テントシート工業組合連合会

◎ 防炎物品・防炎製品に係わる早わかりメモ

物品ラベルと製品ラベルの違い一覧

事項	物品ラベル	製品ラベル	備考
根拠法令等	消防関係諸法令	防炎製品認定規程・基準	
事業所の区分	裁断・施工・縫製業(E業種)	単純縫製事業所(裁断・縫製)	
登録権者・認定権者	消防庁長官	日本防炎協会	所属組合員
膜材料の業種区分等	A · C · E (*1)	F	
ラベルの交付申請先	日本テントシート工業組合連合 会	日本テントシート工業組合連合 会	所属組合員
ラベルの様式 (※2)	材料ラベル別添一覧表1~6 物品ラベル別添一覧表①~⑦	材料ラベル別添一覧表7 完成品ラベル別添一覧表®、9	

- ※ 1 日本テント工連の所属組合員の材料ラベルは、A・C・E (これ以外は他の資格等が必要)
- ※ 2 別添一覧表の1~4はカーテン、5は工事用シート、6はじゅうたん等の材料 ラベル
- (注) 別添一覧表とは、19ページの一覧表(保存用)をいう。

(公益財団日本防炎協会のリーフレットから作成)

裁断・施工・縫製業登録表示の皆様へ

防炎表示を厳格、適正に

防炎表示の7つのポイント

- I 防炎表示は登録業者だけに許されています。
- ※登録表示者の社会的責任を自覚し、正しい防炎表示を行うことを心がけしましょう。
- Ⅱ 防炎ラベルには「材料ラベル」と、「物品ラベル」の2種類があります。
- ※「材料ラベル」は防炎物品の原反製造あるいは処理した会社が、その物品の防炎性能を保証した表示です。
- ※「物品ラベル」はその原反を裁断・施工・縫製した皆さんが、カーテンやじゅうたん等に対し、 その品物の防炎性能を保証する表示です。
- Ⅲ 裁断・施工・縫製業の方々は、必ず「材料ラベル」のついた原反を使用して下さい。
 - ※「材料ラベル」のついていない原反を使用した物品又は部分的に使用した物品は、防炎物品ではありません。
- Ⅳ 防炎性能を確認せずに防炎表示を行わないで下さい。
- V 防炎ラベルを譲渡したり融通することは禁じられています。
- Ⅵ 防炎ラベルの品目間流用は認められません。
 - ※下記の組合せ一覧を参照してください。
- Ⅶ 防炎ラベルの管理は正確・厳重に。
 - ※防炎ラベルは以上でおわかりのように、法令によって登録表示者が責任をもって表示する ものです。このため防炎ラベルの受払は正確に記録しておく必要があります。

また、仮に防炎ラベルのついていた品物がたやすく燃えてしまったような事故おきたときも、責任の所在を調査・追究するためには、ラベルがどのような品物に何枚使ったかの記録がなければなりません。ラベル管理を厳重、正確に。

正しい交付申請・貼付(組合せ一覧)

間違った交付申請・貼付例

材料ラベル等連	物品ラベル等連番	材料ラベル等連		物品ラベル等連番
番		番		
1	1	1	×	23456789
2	2	2		13456789
3	3	3	×	12456789
4	4	4	×	12356789
5	5	5		12346789
6	67	6	X	1234589
7	- 89	7	×	1234567
			X	
			^	
			×	
] [

※この組合せ番号は、「日本テント工連が交付している防炎ラベルの一覧表(保存用)」の連番です。 当該一覧表は、日本テント工連の HP からもみられます。

防炎ラベルの正しい表示をお願いします

- 防炎ラベルが何故必要か -

人が多く出入りする施設等には、火災事故が発生したとき被害を最小限に抑えるため、消防法令上、カーテン、暗幕、じゅうたん、工事用シート等について防炎物品の使用が義務づけられ、その証として防炎ラベルの表示が義務づけられています。

1. 防炎表示は登録表示者だけに許されています

防炎ラベルは消防庁長官の登録を受けた業者のみ取り扱うことができます。

2. 防炎ラベルは「材料ラベル」と「物品ラベル」の2種類があります

材料ラベルは防炎物品の原反を製造等した会社がその物品の防炎性能を保証した表示。 物品ラベルはその保証された原反を裁断等加工したものに防炎性能を保証する表示。

3. 裁断・施工・縫製業の方々は必ず材料ラベルのついた原反を使用してください

防炎対象の原反は、必ず材料ラベルを確認のうえ使用して下さい。

4. 防炎性能を確認せずに防炎表示を行わないでください

必ず材料ラベルを見て防炎物品の材料であることを確認して下さい。憶測による曖昧な使用は禁止です。

5. 防炎ラベルを譲渡したり融通することは禁じられています

一、二枚くらい欲しいといわれても他人に譲り渡すことは禁止されています。

6. 防炎ラベルの品目間流用は認められません

カーテン用をじゅうたんに、また耐洗濯性のない物品に耐洗濯性のあることを表す防炎ラベルをつけることは禁止です。

7. 防炎ラベルの管理は正確・厳重に

防炎ラベルの受払払出の記録は正確に記載して下さい。後で事故が起きた時の確認資料にもなります。 (保管期間は 10 年)

8. その他

材料の受入払出の記録を必ず付けて下さい。

問合先:日本テントシート工業組合連合会

代表者、住所変更は(公財)日本防炎協会に対し、防炎登録の変更手続きが必要となりますのでご注意ください!

防炎表示者業務を行っている個人事業主または法人は変更(組織、代表者、住所等)があれば各種の手続きが必要となりますので、ご紹介します。

ただし、以下は防炎物品の裁断・施工・縫製業者の場合に限ります。

1. 変更手続きが必要な場合

① 申請者の住所が移転等で変更になった場合。

なお、市区町村が行う住所表示の変更は、変更手続きは不要ですが、通知(連絡)は必要です。

② 代表者の変更。

ただし、個人事業主の場合は新たな再申請が必要となります。

③ 名称(屋号、会社名)の変更。

2. 新たに再申請が必要な場合

① 個人名義で登録している場合の名義変更。

前名義は廃業届が必要となります。

② 個人事業主から法人への組織変更。

この場合も個人事業主としての廃業届が必要となります。

③ 法人の組織変更。

有限会社から株式会社への変更等。

前組織の有限会社の廃業届が必要。

- ④ 法人の合併または分離独立の場合。
 - (イ) 合併の場合

A社+B社でC社を設立した場合。

A社とB社の廃業届が必要。

(ロ) 登録されている法人で一部が別法人として独立し、防炎表示者 業務を行う場合。

例えばD社の工場が独立し、E工業株式会社として設立し、防炎表示者の業務を行う場合。

これによりD社が以後防炎表示者に係る業務を行わなければD社は 廃業届が必要となり、D社も引き続き防炎表示者の業務を行う場合は 既に登録している番号は継続されます。

一度、お手元の認定証について変更のつど手続きが行われているか、ご確認をお願いします。 詳細については(公財)日本防炎協会のホームページをご覧頂き、その他、問い合わせについては工連事務局または、最寄りの(公財)日本防炎協会までお願いします。

新規防炎製品表示者認定証の取得 及びラベルの交付申し込み手続きの流れ

1. 新規防炎製品表示者認定証の取得手続き

①認定証の交付申請(手数料 21,000 円)

工連 会員 ① → 最寄りの 日本防炎協会

②工連会員に認定証が発行される(交付)



認定証が発行されたら

2. ラベルの交付申請

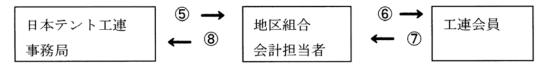
③ラベルの交付申請書を作成し(工連ホームページなどから入手可能)、 工連事務局へFAXする。**※最初の申請の時に、必ず②の認定証のコピーをFAXで工連事務局まで送信する。**このコピーにより、工連で認定 番号の登録手続きを行う。



- ④工連からラベルを直接会員あてに発送(郵便、宅配便、また配達先指定対応可)する。
- ・納品書は地区組合もしくは会計担当者送付

3. 請求書及び支払いについて

⑤月初めに前月分請求書を地区組合の会計担当者に送付



- ⑥地区組合から購入者の会員あてに請求
- ⑦会員が地区組合の指定口座に振り込み
- ⑧地区組合が前月分をまとめて

工連の指定口座に振り込み

防炎物品・製品ラベル交付申請書

公益財団法人日本防炎協会 理事長 殿

都道府県組合名

住	所	
申請	者名	
電	話	
F A	Х	3

(連番)

交	付	申	請	日	平成	年	月	日
発		送		日	平成	年	月	日
防炎	き表示	者登	登録番					
防炎	製品表	長示者	認定					

下記により防炎物品・製品ラベルの交付を申請します。

記

※太線枠内は必ず記載して下さい。

	防炎物品ラベル名	数量	試験番号	防炎表示者登録番号	確認印
	エ事用シートラベル	枚			
	カーテンラベル(イ)	枚			
物	同(口)	枚			
	同(ハ)	枚			
品	同 (二)	枚			
	ジュウタンラベル (施工用)	枚			
	同 (裁断縫製物1)	枚			
fi.	製 品 ラ ベ ル 名	数量	製品番号	防炎製品表示者認定番号	確認印
製	テントラベル(c) (屋外・屋内)(ちょう付)	枚			
品	テントラベル(a) (屋外・屋内)(縫付)	枚			

宅	急	便	
速達	重便(郵		
普	通 郵	便	
引	取	Ŋ	

- ※ 送付方法の該当欄に〇印を付して下さい。
- ※ FAX 送付先 03-5283-6678
- ※ 最低交付申請枚数単位(1シート)

工事用シートラベル…10 枚 カーテンラベル(ニ)…10 枚 じゅうたん等(裁断縫製物1)…5 枚 テントラベル(C)…20 枚 端数の出ないように、この最低単位の倍数枚で申請して下さい。

- *「防炎物品・製品ラベル使用報告書」(様式 4)に所要事項を記載し、 この交付申請書とともに送付して下さい。
- *午前中までにラベルの交付申請のありましたものは、当日に発送します。

ただし、注文が集中した時はこの限りではありません、どうしても当日発送希望の場合は前もって連絡下さい。 1,000 枚以上の申請は翌日になることがあります。

防炎物品・製品ラベル交付申請書

公益財団法人 日本防炎協会 理事長 殿

都道府県組合名 地区支部 (連番

住		所	
申	請者	1名	
電		話	
F	Α	Х	

交	付	申	請	日	平成25年6月1日			
発		送		日	平成	年	月	日
防炎表示者登録番号				番号	E-13-20000			
防炎製品表示者認定番号				203	801			

記載見本

下記により防炎物品・製品ラベルの交付を申請します。

記

※太線枠内を必ず記載して下さい。

	防炎物品・製品ラベル名		数量	試験番号	防炎表示者登録番号	確認印
	工事用	シートラベル	100 枚	CT070006	E-13-20000	
14	カーテ	ンラベル(イ)	20 枚	AT890014	E-13-20000	
物品	同	(口)	枚			
5	同	(11)	枚			
ベル	同	(=)	10 枚	AO900106	E-13-20000	
	ジュウタ	ンラベル(施工用)	枚			
	同	(裁断縫製物1)	枚			
製	製 テントラベル (C) (屋内・屋外)		40 枚	製品番号	防炎製品表示者認定番号	
製品ラベル	, , , , , ,	ル(ロ)(圧内・圧が)	→ 0 1X	F-52008	20301	
î	テントラ	ベル (D) (屋 内)				

宅	急	便	
速道	達便(郵		
普	通郵	便	0
引	取	Ŋ	

- ※ 送付方法の該当欄に〇印を付して下さい。
- ※ FAX 送付先: 03-5283-6678
- ※ 最低交付申請枚数単位(1シート)

工事用シートラベル・・・10 枚 カーテンラベル(ニ)・・・10 枚 じゅうたん等(裁断縫製物1)・・・5 枚 テントラベル・・・20 枚 端数の出ないように、この最低単位の倍数枚で申請して下さい。

- ※「防炎物品・製品ラベル使用報告書」(様式 4)に所要事項を記載し、 この交付申請書とともに送付して下さい。
- ※ 午前中までにラベルの交付申請のありましたものは、当日に発送します。 ただし、1,000 枚以上の申請は翌日になることがあります。

防炎物品ラベル使用報告書

年 月 日

(EII)

公益財団法人日本防炎協会 理事長 殿

(報告者)

法人の名称

代表者名

又は事業者名

住 所

防炎表示者登録番号

電 話

F A X

平成 年 月の防炎物品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。

記

年月日	ラベルの種類	受 入	使 用	在庫数量	備考
_					

[※] この報告書は、防炎物品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

この様式4は、テント工連の所属員(事業者)が作成し、「交付申請書」(様式3)とともに提出するものです。



防炎物品ラベル使用報告書

平成25年6月1日

公益財団法人 日本防炎協会 理事長 殿

(例) ① H18.4.1 に工事用シートラベルを 100 枚申請(1回目) ② H18.10.1 に 100 枚申請(2回目) ※前回の在庫 100 枚より、85 枚を使用した

③ H19.2.1 に 100 枚申請 (3 回目)※前回の在庫 115 枚より、110 枚を使用した

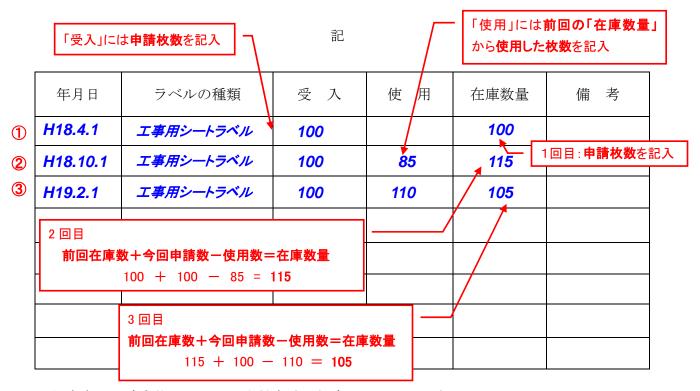
(報告者)法人の名称代表者名又は事業者名住 所防炎表示者登録番号

F A X

話

雷

平成 年 月の防炎物品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。



※この報告書は、防炎物品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

注:使用報告書はラベルの種類ごとに作成して下さい。

申請するラベルの使用状況について使用報告書を提出して下さい。

防炎製品ラベル使用報告書

年 月 日

公益財団法人日本防炎協会 理事長 殿

(報告者)

法人の名称

代表者名

又は事業者名

EI

住 所

防炎製品表示者認定番号

電 話

F A X

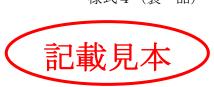
平成 年 月の防炎製品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。

記

年月日	ラベルの種類	受 入	使 用	在庫数量	備考

※この報告書は、防炎製品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

この様式4は、テント工連の所属員(事業者)が作成し、「交付申請書」(様式3)とともに提出するものです。



防炎製品ラベル使用報告書

平成25 年6 月1 日

公益財団法人 日本防炎協会 理事長 殿

平成 年 月の防炎製品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。



※この報告書は、防炎製品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

注:使用報告書はラベルの種類ごとに作成して下さい。

申請するラベルの使用状況について使用報告書を提出して下さい。

防炎物品ラベル受払記録簿

防炎物品名		ラベルの種類	物品ラベル()
年月日	試験番号	受 入	使 用	残 高	物品の納入先

[※]この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防炎物品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。

[※]ラベルの種類ごとに口座を設けること。



防炎物品ラベル受払記録簿

防炎物品名	工事用シート	ラベル	の種類	物品ラベル	(工事用シートラベル)
年月日	試験番号又は 製品番号	受 入	使 用	残高	物品又は製品の納入先
18.4.1		100		100	
18.4.15	CO-8800▼		10	90	(株)東京〇〇
18.5.2	CT-8400×		10	80	▼▼病院
18.6.12	CT-8100□□		40	40	××大学
18.7.15	CO−8700□□		15	25	(株)大阪▼▼
18.8.21	CT-89000		10	15	(株)群馬口口
18.10.1		100		115	
18.11.21	CT—8100□□		30	85	(株)岡山〇〇
19.1.30	CO +8700 🗆		80	5	(株)福岡▼▼
19.2.1		100		105	
	_/			'	
	(4(物品)の + 1 (大数量と一致 + 1)	_			様式4(物品)の
	:八数里2一致				在庫数量と一致

- ※ この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防炎物品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。
- ※ ラベルの種類ごとに口座を設けること。
- ※ この記載は一例です。

防炎製品ラベル受払記録簿

防炎製品名		ラベルの種類	製品ラベル	()
年月日	製品番号	受 入	使 用	残高	製品の納入先

[※]この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防炎製品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。

[※]ラベルの種類ごとに口座を設けること。

この様式5は、テント工連の所属員(事業者)が作成し、事業所に備えて置くものです。



防炎製品ラベル受払記録簿

防炎製品名	テント	ラベ	ルの種類	製品ラベル	ンレ(テントラベル(C))
年月日	製品番号	受 入	使用	残高	物品又は製品の納入先
18.4.1	Γ	80		80	←
18.4.15	F-580▼▼		10	70	(株)中部〇〇
18.5.2	F-030 × ×		5	65	(株)阪神▲▲
18.6.12	F-110□□		20	45	(株)東名××
18.7.15	F-010 🗆 📗		10	35	(株)首都圏△△
18.8.21	F-02000		20	15	(株)関越■■
18.10.1		→ 60		75	—
18.11.21	F-070□	/	40	35	(株)名神〇〇
19.1.30	F-580□/□		30	5	(株)中国▼▼
19.2.1		80		85	
	式4(製品)の受入数量と一致				様式4(製品)の 在庫数量と一致

- ※ この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防炎物品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。
- ※ ラベルの種類ごとに口座を設けること。
- ※ この記載は一例です。

防炎物品の受入管理及び払出管理記録簿

事業者名 防炎表示者登録番号

左 □ □	叶火畑ロの夕む		受 入		払 出	大庄粉星	/# **
年月日	防炎物品の名称	数量	受入先	数量	払出先	在庫数量	備考

[※] この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防炎物品ラベルの受入・払出管理状況を記載することが義務付けられています。

[※] ラベルの種類ごとに口座を設けること。

この様式 5-2 は、テント工連の所属組合員(事業者)が作成し、 様式 5 とともに事業所に備えておくものです。



防炎物品の受入管理及び払出管理記録簿

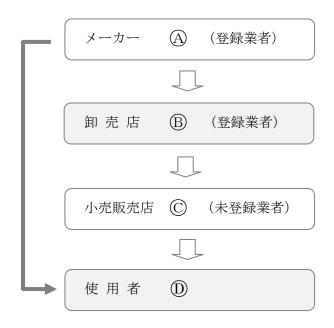
(株) O×テント商会 E-17-30××

					 払 出		
年月日	防炎物品の名称 	数量	受入先	数量	払出券	———— 在庫数量 t	備考
H18.4.15	エ事用シートラベル CO-8800△△	100 m²	㈱AA 染色工業	50 m ²	㈱東京○○	50 m²	エ事用シートラベル 10 枚使用
H18.5.2	工事用シートラベル CT-8400××	50 m ²	㈱ZZ 繊維産業	50 m ²	▲▲大学	0	エ事用シートラベル 10 枚使用
H18.6.12	工事用シートラベル CT-8100■■	500 m ²	㈱BB 防水工業	200 m ²	××病院	300 m²	エ事用シートラベル 40 枚使用
H18.7.15	工事用シートラベル CT-8700■■	1000 m²	㈱レインボウエ業	75 m ²	㈱大阪××	925 m²	エ事用シートラベル 15 枚使用
H18.8.21	工事用シートラベル CT-8900〇〇	100 m²	㈱NTT ターポリン	50 m ² /	㈱群馬□□	50 m²	エ事用シートラベル 10 枚使用
H18.11.2	工事用シートラベル CT-8100■■		㈱BB 防水工業	150 m ²	機岡山〇〇	150 m²	エ事用シートラベル 30 枚使用
H19.1.30	エ事用シートラベル ← CT-8700 ■ ■		㈱レインボウ工業	400 m	㈱福岡▲▲	525 m²	エ事用シートラベル 80 枚使用
			-8100 または 870		ıぞれ		
		別「	コ座にまとめること	とも可			
	_						

- ※ この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防炎物品ラベルの受入・払出管理状況を記載することが義務付けられています。
- ※ ラベルの種類ごとに口座を設けること。
- ※ この記載は一例です

◆ 登録業者と関係者の表示 (注意すべき例)

防炎物品の表示ラベルの取扱いについて5項表示をする場合、登録業者でないものが防炎ラベルを 取扱うことがあるが、次の場合のラベル貼付等は適切か。



- (1) DはCに防炎カーテンを発注し縫製してもらったところ、Cは登録業者でないため仕入先であるBよりラベルの交付をうけ貼付してDに納入した。
- (2) ①は、加工済原反を(B)より購入し、(C)に縫製を依頼し(D)が自ら表示をした。
- (3) ①は ②に防炎カーテンを縫製するよう発注し ②は縫製したが、登録業者でないためラベルの貼付ができず、仕入先である ③ にラベルの交付を依頼したが断られたため、 ④ に対し材料ラベル下げ札を送ってラベルの交付をうけ貼付し納入した。
- 答 登録業者でなければ、防炎ラベルを貼付することはできない。したがって、(1)及び(3)はいずれも認められない。また、(2)の場合は法令上認められるが、登録業者に縫製させるよう指導されたい。
- ※この質疑応答は『防炎物品』関係資料集((公財)日本防炎協会 H19年10月発行)の213及び214ページにあるものをそのまま転載したものです。

防炎ラベルの組み合わせ

膜材料の防炎物品・防炎製品ラベルの関係につきましては、19ページ『日本テント工連が交付している防炎 ラベルの一覧表(保存用)』を参照して頂くとお解り頂けると思いますが、「材料ラベル」と「物品ラベル」は親子 の関係又は表裏一体の関係にありますので、間違いのないよう物品ラベル・製品ラベルを申請して下さい。 (下記の組み合わせ参照)

正しい交付申請・貼付

間違った交付申請・貼付

材料ラベル等 連 番		物品ラベル等連番	材料ラベル等 連 番		物品ラベル等連番
1	→	1)	1	×	23456789
2	→	2	2	×	13456789
3	\rightarrow	3	3	×	12456789
4	→	4	4	×	12356789
5	→	5	5	×	12345789
6	→	67	6	×	1234589
7	→	89	7	×	1234567

- ※この表の中にある番号は19ページ**『日本テント工連が交付している防炎ラベルの一覧表(保存用)』**の連番欄に記載されている番号です。
- ※膜材(材料ラベルの貼付されたもの)を裁断・施工・縫製した場合に、当該製造物品等に対応した物品ラベル等が貼付できます。

防炎表示の7つのポイントを遵守して下さい。

- I 防炎表示は登録業者だけに許されています。
- Ⅱ 防炎ラベルには「材料ラベル」と、「物品ラベル」の2種類があります。
- Ⅲ 裁断・施工・縫製業の方々は、必ず「材料ラベル」のついた原反を使用 して下さい。
- Ⅳ 防炎性能を確認せずに防炎表示を行わないで下さい。
- V 防炎ラベルを譲渡したり、融通することは禁じられています。
- VI 防炎ラベルの品目間流用は認められません。
- ™ 防炎ラベルの管理は正確・厳重に。

日本テント工連が交付している防炎ラベルの一覧表(保存用)

防釒	と 物品の種類	材料	ラベルの様式(膜材メーカー等)	物	品ラベルの様式(日本テント工連	(の所属組合員等)	ラベル材質形状
	水洗い洗濯及 びドライクリー	連番	(イ)下げ札又はちょう付	連番		(イ)の材料ラベルが	布
	ニングについ		河防疗益器者集号			ちょうふされている	
	ての基準に適 合するもの	1	日本 東海神田県本 日本 野 長協会	1	登録確認機関名	原反の裁断・縫製・ 施工したものに物品	ルル
	1,000		10M8-9		財団法人 日本防炎協会	ラベル(イ)を縫付	状
	1.3434.33		(ロ)下げ札又はちょう付		(口)縫付		布
	水洗い洗濯に ついての基準				消防庁登録者番号	(ロ)の材料ラベルが	$\overline{}$
1	に適合するも	2	R方 经	2	防炎	ちょう付されている 原反の裁断・縫製・	
カ	の		登録を選択的名 前型点人 日本防炎協会 名かは、アラマア・ローアルトルを中立開発を用 試験者号		指定補部機関名 財団法人 日本防炎協会 **表以可、ドライタリーニングモレル場合は翻研発的機	施工したものに物品	ル
ーテー						ラベル(ロ)を縫付	状
ン	ドライクリーニ		(ハ)下げ札又はちょう付		(ハ)縫付	(ハ)の材料ラベル	布
暗	ングについて の基準に適合		河防沙型解查要号		消防庁登録者番号	がちょう付されてい る原反の裁断・縫	□ □
幕	するもの	3	野市	3	登録補認機関名 財団法人 日本防炎協会	製・施工したものに	ル
			** 東京の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		ドライクリーニング等、水気いをした場合は顕新央地理	物品ラベル(ハ)を縫 付	状
	洗濯後再防炎		(二)下げ札又はちょう付		(二)ちょう付		シ
	処理の必要が				消防庁登録者番号	(二)の材料ラベル がちょう付されてい	ル
	あるもの	4	20/7世界60年 	4)	B方 25	る原反の裁断・縫	2
			及編章放棄名。 制理品人 日本初央協会 用本社人等的目的出版。	•	指定確認機関名 財団法人 日本防炎協会	製・施工したものに 物品ラベル(二)を	0
						ちょう付	枚 組)
			ちょう付		縫付		シー
			河际行政和省委号		消防疗登録者委号		ル
4.	エ事用シート	5	野市	5	縫付 防 类		0
			10kg 4		財産法人 日本防炎協会		枚 組
					(施工)	左の材料ラベルがちょう	プ
			下 げ	6	1011年 1111日 111日 11日	付されている原反の裁 断・縫製・施工したものに	ラス
			札	0		左の物品ラベルをちょう	チッ
6	じゅうたん等	6	スポットの登録を表現である。 ・ は は な は な な な な な な な な な な な な な な な		(J)	^付 左の材料ラベルが	<u>ク</u> シ
	O17 71C10 可		防 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_		ちょう付されている	ル
			J. J. J.	7	製物1)	原反の裁断・縫製・ 施工したものに左の	1 0
			付		又は縫付	物品ラベルをちょう	枚 組
	表示方法		製品ラベルの様式	製品		<u>付</u> 組合員等が貼付出来る	(ラベル)
防 炎	(e)下げ札			連番	(C)ちょう付	※テント類・シート	
製					事業所番号	類・膜類 (屋外・屋内)(屋内)	
品材				8	(屋外・屋内)		シー
料		7	5		防炎製品 (財)日本防炎協会	※非常持出袋 (完成品)	ル
原	(f)ちょ う 付	,	防炎製品		日本テント工連のマーク入り		2 0
反等			製品番号			※テント類・シート 類・膜類	枚 組
寺			(財)日本防炎協会	9	**/**	(屋内)	州 五 <u></u>
					(屋内)		
			団法人日本防炎協会の資料か		防炎製品 (財)日本防炎協会		

注この一覧表は、公益財団法人日本防炎協会の資料から作成したものです。